

改善要望・改善報告書

施設の名称	東大阪市花園ラグビー場
-------	-------------

令和	5	年度
----	---	----

第三者評価に基づく改善要望及び改善報告

(第三者評価で要改善事項とされた項目のうち、指定管理者・施設担当課の努力により改善余地がある事項。)

観点＝有効性、効率性、適正性、財務健全性、労働環境、その他の中から選択。

No.	観点	要改善事項	指定管理者・施設担当課による改善報告 (令和7年1月31日時点)
1	有効性	指定管理者及び所管課:定期的なアンケートの実施がなされていないため、所管課と協議のうえ、効果的なアンケート実施方法について検討すべきである。また、所管課は指定管理者と協議を行い、適切に指導とモニタリングを行う必要がある。	令和5年度中に、上半期(5月)、下半期(11月)をアンケート週間と定め、令和6年度から約2週間アンケートを実施した。来場者がいつでも受付でアンケート回答できる様、アンケートQRポップの掲出する。利用者、教室参加者へメールでQR送付等を行わない。アンケート結果は、当月末日頃までに集計することとする。
2	適正性	指定管理者及び所管課:品名、整理番号が表示されていない備品が散見されたため、市の備品の管理について、東大阪市財務規則に基づいた取扱いを行うべきである。また、所管課は指定管理者による市の備品の管理について、適切に指導とモニタリングを行う必要がある。	令和6年度中に、市と指定管理者において、施設にある備品について改めて見直し、適切に管理を行った。
3	財務健全性	指定管理者:8月18日以降の小口現金出納帳の記帳が行われていなかったため、定期的な記帳を行うべきである。	指摘後すぐに出納帳の記帳を行った。同時に、都度記入を原則とする旨改めて徹底を周知し、毎月10日頃、記入漏れが無いかを確認し記載漏れを防ぐよう対応を行っている。
4	財務健全性	指定管理者:レジ締め記入用紙について、入金日の履歴がないものがあるのですべて記載すべきである。	指摘後すぐに出納帳の記帳を行った。同時に、都度記入を原則とする旨改めて徹底を周知し、翌日のスタッフが確認し記載漏れを防ぐよう対応を行っている。